

甲府市立北中学校 いじめ防止基本方針

◇はじめに

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであると考えています。本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が施行されたことを受け、その趣旨に則り「いじめ防止基本方針」を定めました。

今後は、これまで以上に、いじめ防止のための取り組みを強化し、いじめの防止、いじめの早期発見、早期解決に迫れるよう、迅速かつ適切な解決を図ることを目指しながら、教職員や保護者との相互理解、地域、関係機関との連携を図る中で、いじめ根絶に向けた教育活動を推し進めていくものとします。以上の考えを基本としながら、甲府市立北中学校における「いじめ防止基本方針」を策定します。なお、この方針は平成29年4月に改正しました。

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることが大切である。

すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行わなければならない。

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で生徒の思い遣る心の育成を図り、いじめ防止対策に積極的に取り組まなければならない。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

◆具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- ⑥いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑦いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめは解消後も注視が必要である。
- ⑨いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑩いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑪いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

4 いじめ対策のための組織

【いじめ対策委員会】定例委員会：毎週1回（校内生徒指導部会を兼ねる）

特別委員会：年2～3回

（構成）校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・各学年生徒指導担当（副主任）・養護教諭・不登校担当・スクールカウンセラー（必要に応じてスクールサポーター）

（役割）定例委員会：いじめの相談窓口 いじめ情報の収集・共有・記録

いじめ情報への組織的対応

特別委員会：いじめアンケートの分析・対応 いじめ防止基本方針等の検証・見直し

★いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見される時は、いじめ対策委員会を中心に解決を図る。

★いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

【重大事態調査委員会】

（構成）校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学年主任・該当学級担任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー

（必要に応じてスクールサポーター・市生徒指導アドバイザー・児童福祉司・市自立支援カウンセラー・校医・PTA関係者・学校評議員・指導主事等を含む）

（役割）事実関係調査 該当生徒・保護者への情報提供 市教委・市長への報告

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）未然防止の取り組み（居場所づくり・自己有用感の醸成）

- ①生徒の「居場所づくり」を行い、「絆づくり」を促し、自己有用感の醸成に努める。
- ②道徳教育の充実を図り、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④警察等の関係機関との「日々の連携」（情報交換など）をするように心がける。
- ⑤授業や行事の中で全ての生徒が活躍できる場面を設定し、生徒による自治的活動の支援をする。
- ⑥職員会議や校内研究会において、職員がいじめ防止の研修を行う。

(2) 早期発見の取り組み（教育相談、アンケート調査等）

① 定期的な教育相談の実施

- ・ 昼休みや放課後、きずなの日等を利用しての計画的な教育相談（二者懇談）
- ・ 家庭訪問や学期末三者懇談での相談
- ・ 保健室での観察や相談、スクールカウンセラーや教育相談室での面談

② 日常的な観察

- ・ 休み時間や放課後等の生徒の言動観察や生活ノート等からの悩みの把握

③ 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 6月、10月、2月に『いじめアンケート』を実施する。
- ・ 11月（他適宜に）生徒との二者懇談実施
- * アンケートの目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめの有無やその程度を把握するものであることを理解する。いじめの発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、状況に応じて必要な措置を講じる。学期末に学期毎の調査結果を市教育委員会に報告する。

(3) いじめへの対処（連携・継続支援・再発防止）

いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

① 事実確認 ② 支援指導 ③ 謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

問題の解決とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解決になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。

(4) インターネットなどを介して行われるいじめへの対処

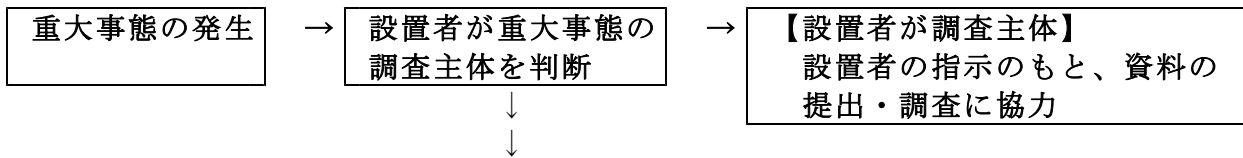
- ・ ネット上のいじめの発見・情報があった場合には迅速に情報収集と事実確認を行う。
- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、保護者と連携する中でプロバイダに対して速やかに情報発信停止や削除を求める等必要な措置を講じる。
- ・ 必要に応じて、市教育委員会に連絡し、所轄警察署や関係機関等と通報し適切な援助を求める。

(5) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
生徒が自殺を企画・身体に重大な障害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教委又は学校の判断で重大事態と考え、対処する。)○ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合 |
|--|

いじめが重大事態（※）と認められる場合は、市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連携の下、「被害生徒を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で適切に対応する。



- 【学校が調査主体】**
- ①校内に「**重大事態調査委員会**」を設置
専門的知識経験を有する者 第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
 - ②「**重大事態調査委員会**」で**事実関係を明確にするための調査実施**
因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握
アンケート等は開示対象であることを説明する。
 - ③いじめを受けた生徒・保護者に対して情報を適切に提供
情報を適時適切に報告 個人情報には配慮するが個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
 - ④調査結果を学校の設置者に報告
希望により「いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書」を添えて提出する。
 - ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

6 いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	保護者会で啓発		いじめ対策委員会	教員研修	
	→→ 事実発生時に、緊急会議の開催 →→					
防止対策		ネット犯罪防止教室		福祉講話		
早期発見	家庭訪問 SCとの面談(新入生)		いじめアンケート (二者懇談)	三者懇談	街頭補導	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会			いじめ対策委員会
	→→ 事実発生時に、緊急会議の開催 →→					
防止対策		全校道徳				
早期発見	いじめアンケート	二者懇談	三者懇談	保護者アンケート(学校評価)	いじめアンケート(二者懇談)	